

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	平成22年度津松阪港海岸保全施設長寿命化対策検討業務
業 務 概 要	本業務は、津松阪港海岸保全施設の長寿命化計画の策定にあたり、各条件における維持管理シナリオの作成及び比較分析を行う。また、地球温暖化を起源とした海面上昇等の問題に鑑み、津松阪港での温暖化に適応したアクションプランの立案をすることによって、地球温暖化を考慮し、かつライフサイクルコスト（以下、LCC）を最適化した維持管理計画の検討を行う。
契約担当官の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 四日市港湾事務所長 佐藤 清 四日市市新正三丁目7番27号
契 約 年 月 日	平成22年7月22日
契 約 業 者 名	中央コンサルタンツ株式会社
契 約 業 者 の 住 所	名古屋市西区那古野2丁目11番23号
契約金額（税込み）	¥19,845,000
予定価格（税込み）	¥21,804,300
随意契約によることとした理由	本業務は、津松阪港海岸保全施設の長寿命化計画の策定にあたり、各条件における維持管理シナリオの作成及び比較分析を行う。また、地球温暖化を起源とした海面上昇等の問題に鑑み、津松阪港での温暖化に適応したアクションプランの立案をすることによって、地球温暖化を考慮し、かつライフサイクルコスト（以下、LCC）を最適化した維持管理計画の検討を行う。 本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者の内で資格を満たした者から技術提案書を求め、「担当技術者の経験能力」「業務の実施方針・業務フロー・工程計画等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容と担当技術者へのヒアリングにより評価を行なった。 審査の結果、総合的に最も評価値が高位である中央コンサルタンツ（株）を契約の相手方として特定した。 よって、会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により中央コンサルタンツ（株）と随意契約するものである。
業 務 場 所	四日市港湾事務所
業 務 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間 （ 自 ）	平成22年7月22日
履 行 期 間 （ 至 ）	平成23年2月28日
備 考	